

地域支え愛推進・継続事業補助金交付要領

(目的及び交付)

第1条 地域支え愛推進・継続事業補助金（以下「補助金」という。）は、『新型コロナ克服みえ支え“愛”募金』を活用し、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、NPO 法人等民間団体が子どもや子育て世帯に対する居場所づくりや生活困窮となった世帯等に対する支援を継続して実施していけるように支援することで、支援を必要とする人が早期に発見・支援されやすい地域づくりに資することを目的とする。

2 県は、NPO 法人等民間団体が子どもや子育て世帯に対する居場所づくりや生活困窮となった世帯等に対する支援を行うために必要な経費のうち、必要かつ適切と認めるものについて予算の範囲内で補助金を交付する。

(通則)

第2条 補助金の交付は、三重県補助金等交付規則（昭和37年4月1日三重県規則第34号。以下、「規則」という。）及び三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱（以下、「暴力団等排除要綱」という。）に準拠し、この要領に定めるところによるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業及び経費、補助率、補助限度額等)

第3条 補助対象事業、対象経費、実施主体、補助率及び補助限度額は別表1のとおりとする。ただし、補助金の額に100円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(補助事業者)

第4条 この補助金の交付対象事業者（以下「補助事業者」という。）は、子ども食堂やフードバンクなど食材や食事を提供する団体、生活困窮となった世帯の子ども向け学習支援や地域との交流事業等を実施する団体とし、次に掲げる要件を満たす団体とする。

- (1) 活動地域が県内または、県内に事業所（店舗）を有する団体であること。
- (2) 特定の政治的又は宗教的活動をする団体でないこと。
- (3) 補助金の交付申請日において国税及び地方税を滞納していない事業主等であること。
- (4) 暴力団等排除要綱の別表に該当しないこと。また、暴力団等排除要綱に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

(補助対象事業)

第5条 補助の対象となる事業は、次に定める要件を全て満たす事業とする。

- (1) 三重県内で実施される取組であること。
- (2) 子どもや子育て世帯、生活困窮となった世帯等に対する支援取組であって、無

料または安価で参加・利用できる取組であること。

- (3) 食を通じた支援については、1回当たり10食または5世帯以上提供できること。
- (4) 子ども向け学習支援や地域との交流事業等については、5世帯以上が参加できること。
- (5) 生活困窮となった世帯等への生活必需物品の配布については、賞味期限や使用期限などに十分配慮すること。
- (6) 子どもや子育て世帯に対する居場所づくりや生活困窮となった世帯等に対する支援活動が継続的に実施されること。また、参加者の中に、支援を必要とすると思われる人や気がかりな人が見受けられた場合、適宜、行政・警察等に相談すること。なお、相談窓口については、別表2を参考にされたい。
- (7) 周囲の環境、運営時間等に配慮すること。また、食中毒等の食品事故も含め、参加者の安全確保には十分に努めること。
- (8) 新型コロナウイルス感染症防止に配慮し、人と人との距離を取り、換気をするなど、感染症が拡大しやすい3密（密閉、密集、密接）の条件が揃わないよう十分に注意すること。
- (9) 国・県・市町などの他事業の補助対象と重複しないこと。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「補助申請者」という。）は、規則第3条の規定により、交付申請書（様式1）に次に掲げる書類を別に定める日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書またはこれに代わる書類
- (3) 団体の定款、規約、会則、設立趣意書又はこれに準ずるもの

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、前条の規定により交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは規則第6条の規定により補助金の交付を決定し、補助申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の交付決定を行うにあたっては、必要に応じ条件を付し、または申請に係る事項につき修正を加えて承認することができる。

(事業の着手及び完了時期)

第8条 補助金の交付対象となる事業は、第4条に規定する補助事業者が令和3年4月1日から令和4年1月10日までの間に実施する事業とする。

(補助金の交付の条件)

第9条 補助金の交付の決定には、次に掲げる条件が付されるものとする。

- (1) 補助金の交付の決定を受けた団体は、補助対象事業を実施後、県がホームページ等へ団体の活動内容を写真とともに掲載することを了承すること。なお、これらの情

報発信に使用する写真については、参加者のプライバシーの保護に十分留意した写真を団体から県に提供するものとする。

(2) この補助金により購入した備品には、そのことが分かるように三重県が交付する備品シールを貼り付けること。

(3) 本事業終了後も、本事業に関係するヒアリング等の調査に協力を行うこと。

(申請の取り下げ)

第 10 条 第 7 条第 1 項の補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定を受けた日から 15 日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の変更等の承認)

第 11 条 補助事業者は、次の各号に掲げるいずれかの変更を行おうとする場合には、あらかじめ変更承認申請書(様式 2)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の 50 パーセントを超える減額

(2) 補助事業の内容の変更であって、事業の目的の変更等事業の根幹に係るもの。

2 知事は、前項の変更等の承認にあたっては必要に応じ条件を付し、又は申請内容を変更して承認することができる。

(補助事業の中止・廃止)

第 12 条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事業中止(廃止)承認申請書(様式 3)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第 13 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに補助事業遅延等報告書(様式 4)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第 14 条 補助事業者は、知事が必要と認める場合には、その求めに応じ、補助事業等状況報告書(様式 5)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 15 条 補助事業者は、速やかに、遅くとも令和 4 年 1 月 31 日までに、補助事業等実績報告書(様式 5)を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 16 条 知事は、前条第 1 項の規定により補助事業の実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付決定の内容(第 11 条に基づいて承認を受けている場合はその承認の内容)及びこれに付けた条件に適

合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第 17 条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。

2 補助事業者は、第 1 項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、補助金額確定後、精算払請求書（様式 6）を知事に提出しなければならない。

3 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、特段の事情がある場合は、補助事業者は概算払いを 1 回に限り、全体金額の 10 分の 8 以内の金額で請求することができるものとする。

4 補助事業者は、第 3 項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式 7）を知事に提出しなければならない。

(補助金に係る経理)

第 18 条 補助事業者は、補助事業に係る経理については、他の経理と明確に区別した帳簿及びすべての証拠書類を整備し、その収支の状況を明らかにしておかなければならない。

(是正のための措置)

第 19 条 知事は、補助事業の完了または中止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとることを当該補助事業者に命ずることができる。

(交付決定の取り消し等)

第 20 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、額の確定の有無に関わらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消しすることができる。

また、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

(1) 補助金を他の用途に使用したとき

(2) この補助金により購入した備品や消耗品等の目的外使用を行ったとき

(3) 補助金の交付の決定の内容、条件、その他この要領に基づく処分等に違反したとき

(4) その他補助事業に関して法令又は法令に基づく処分等に違反したとき

(5) 補助事業を中止又は廃止したとき

(6) 補助事業者が暴力団等排除措置要綱別表に掲げる一に該当する者と確認されたとき

(7) 補助事業者が、暴力団等排除措置要綱第 8 条第 1 項に定める「補助事業の遂行に当たって暴力団等による不当介入を受けたときに、知事に報告を行うとともに、警察に通報を行うこと及び捜査上必要な協力を行うことの義務」を怠った

とき

- (8) 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(立入検査等)

第 21 条 知事は、補助事業に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助金の交付を受けた者に対して報告をさせ、または職員にその事務所、事業所等に立ち入り、補助事業に係る関係諸帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問をさせることができる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 22 条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、補助金に係る消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書(様式7)によりすみやかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(成果の検証)

第 23 条 知事は、補助事業の成果について必要があると認めるときは、その成果に関する検証を行い、補助事業者に成果を報告させることができる。

(その他)

第 24 条 この要領に定めるもののほか、補助金に関して必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年7月6日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表1 (第3条関係)

1 補助対象事業	2 対象経費	3 実施主体	4 補助率	5 補助限度額
<p>新型コロナウイルス感染症の拡大等により厳しい状況に追い込まれている子育て世帯や生活困窮となった世帯等に対する支援取組</p>	<p>(1) 食を通じた支援事業実施に必要な感染症対策に必要な消耗品費（マスク、消毒薬、洗剤、ビニル手袋、飛沫感染防止の亚克力板等） (2) 運営に係る経費のうち使用料及び賃借料（会場使用料、倉庫使用料等）、通信運搬費（食料や教材等の輸送にかかる料金、通信費等）、印刷製本費（チラシ作成費等） (3) 食中毒等の食品事故対策、参加者の安全確保のための経費のうち、備品費（食材保存のための冷蔵庫、非接触型体温計等）、消耗品費（保冷剤等）、保険料 (4) 学習支援や交流事業に要する教材費、講師の謝金・旅費 (5) 生活困窮となった世帯向け生活必需物品配布に要する経費（おむつ、おしり拭き、ミルク、水、生理用品、加熱不要なレトルト食品等の購入費）</p>	<p>子ども食堂やフードバンクなど食材や食事を提供する団体、生活困窮となった世帯の子ども向け学習支援や地域との交流事業等を実施する団体</p>	<p>10/10</p>	<p>20万円／1団体 ＊ただし、補助申請者が多数となった場合は、予算の範囲内で10万円以上の補助申請者を対象に調整を行うことがある。</p>

別表2（第5条関係）
 (1) 子どもの貧困対策にかかわる市町窓口

市町名	担当所属	電話番号
桑名市	子ども未来課	0594-24-1172
いなべ市	児童福祉課	0594-86-7821
四日市市	こども未来課	059-354-8038
鈴鹿市	子ども政策課	059-382-7661
亀山市	地域福祉課	0595-84-3311
津市	こども支援課	059-229-3155
松阪市	こども支援課	0598-53-4081
伊勢市	子育て応援課	0596-21-5713
鳥羽市	健康福祉課	0599-25-1184
志摩市	こども家庭課	0599-44-0282
尾鷲市	福祉保健課	0597-23-8202
熊野市	こども発達支援室	0597-89-4111（内線161）
伊賀市	こども未来課	0595-22-9654
名張市	子ども家庭室	0595-63-7594
木曾岬町	福祉健康課	0567-68-6104
東員町	子ども家庭課	0594-86-2872
菰野町	子ども家庭課	059-391-1124
朝日町	子育て健康課	059-377-5652
川越町	子ども家庭課	059-366-7130
多気町	健康福祉課	0598-38-1114
明和町	健康あゆみ課 住民ほけん課	0596-52-7115 0596-52-7116
大台町	町民福祉課	0598-82-3783
玉城町	保健福祉課	0596-58-8000
度会町	保健こども課	0596-62-2413
大紀町	健康福祉課	0598-86-2216
南伊勢町	子育て・健康課	0599-66-1114
紀北町	福祉保健課	0597-46-3122
御浜町	健康福祉課	05979-3-0508
紀宝町	福祉課	0735-33-0339
三重県	子育て支援課	059-224-2271

※これらの他にも、さまざまな相談窓口があります。

(2) 三重県相談窓口
【県内の社会福祉協議会】

社会福祉協議会名	電話番号
桑名市社会福祉協議会	0594-22-8311
いなべ市社会福祉協議会	0594-41-2942
四日市市社会福祉協議会	059-354-8265
鈴鹿市社会福祉協議会	059-382-5971
亀山市社会福祉協議会	0595-82-7985
津市社会福祉協議会	059-213-7111
松阪市社会福祉協議会	0598-21-1487
伊勢市社会福祉協議会	0596-20-8610
鳥羽市社会福祉協議会	0599-25-1188
志摩市社会福祉協議会	0599-56-1600
尾鷲市社会福祉協議会	0597-22-3246
熊野市社会福祉協議会	0597-89-5000
伊賀市社会福祉協議会	0595-21-5866
名張市社会福祉協議会	0595-63-1111
木曾岬町社会福祉協議会	0567-68-2760
東員町社会福祉協議会	0594-76-1560
菰野町社会福祉協議会	059-394-1294
朝日町社会福祉協議会	059-377-2941
川越町社会福祉協議会	059-365-0024
多気町社会福祉協議会	0598-38-8090
明和町社会福祉協議会	0596-52-7056
大台町社会福祉協議会	0598-83-2862
玉城町社会福祉協議会	0596-58-6915
度会町社会福祉協議会	0596-62-1117
大紀町社会福祉協議会	0598-73-3227
南伊勢町社会福祉協議会	0599-66-1211
紀北町社会福祉協議会	0597-47-0725
御浜町社会福祉協議会	05979-2-3813
紀宝町社会福祉協議会	0735-32-0957
三重県社会福祉協議会	059-227-5145

【子どもの心・教育】

① 24時間子供SOSダイヤル

電話 0120-0-78310(なやみ言おう)

対象 いじめやその他子どものSOSについて悩む子どもや保護者の方

時間 毎日24時間

② こども家庭相談(子育ての悩み)

電話 059-233-1425

対象 子どもや子育てに関する悩みを抱える方

時間 毎日 13時 ~ 21時

(12月29日 ~ 1月3日を除く)

③ 教育相談<三重県総合教育センター>

電話 059-226-3729

対象 子どもたちの心や体の問題に関する悩みを抱える方

時間 月・水・金曜日 9時 ~ 21時

火・木曜日 9時 ~ 17時

※祝日および年末年始は除く

④ 児童虐待相談

電話 189 (いちはやく)

お近くの児童相談所につながります

対象 児童虐待に関する通告・相談がある方

時間 児童虐待通告は毎日 24時間

⑤ こどもほっとダイヤル(子ども専用)

電話 0800-200-2555

対象 悩みを抱える18歳未満の子ども

時間 毎日 13時 ~ 21時

(12月29日 ~ 1月3日を除く)

⑥ 少年相談 110番<県警本部内>

電話 0120-41-7867 (よいこ なやむな)

対象 悩みを抱える子どもたちとその保護者等

時間 月~金曜日 9時 ~ 17時 ※時間外は、留守番電話対応

※土日祝日および年末年始は除く

⑦ 妊娠レスキューダイヤル

電話 090-1478-2409

対象 予期せぬ妊娠等に関する悩みを抱える方

(助産師・看護師等がお答えします)

時間 月・水曜日 15時 ~ 18時、土曜日 9時 ~ 12時

※祝日および年末年始は除く

【DV相談】

⑧ 三重県配偶者暴力相談支援センター

電話相談 059-231-5600

対象:DVについて相談がある方

時間 月・火・木・金 9時 ~17時、水 9時 ~20時

来所相談 ※要予約

時間 月 ~金 9時 ~17時

【性暴力に関する相談】

- ⑨みえ性暴力被害者支援センターより
電話 059-253-4115
対象 性暴力被害について相談がある方
(相談員が対応します)
月～金曜日 10時～16時
※祝日および年末年始は除く

【安全相談】

- ⑩警察安全相談電話
電話 #9110 携帯電話・PHSからもつながります
※光回線は、059-224-9110へ
対象 緊急の事件や事故以外・生活の安全等に関する幅広い相談や要望
時間 月～金曜日 9時～17時
※祝日および年末年始は除く

【外国の方を対象とした相談】

- ⑪みえ外国人相談サポートセンター(みえこ「MieCo」)
電話 080-3300-8077
対象 県内に住所を有する外国人、外国人従業員等への情報提供を目的とする県内企業
※情報提供や関係機関への取次ぎを多言語で行います
<対応言語(11言語)>
日本語、英語、フィリピン語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、韓国語、ベトナム語、
ネパール語、インドネシア語、タイ語
※その他の言語については、自動翻訳機を利用して対応可能な場合があります
時間 月～金曜日、日曜日 9時～17時
※祝日および年末年始は除く